

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（重点調査）

第7条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第8条 本業務における特記仕様事項は、別添「橋梁長寿命化修繕計画策定業務仕様書」のとおりとする。

重点調査回答書

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 箇 所	
落 札 価 格	千円 (税込み)
受 注 者 名	
回 答 者 名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可) ・ 作業人工数と技術者単価 (技術者数及びその拘束日数等) ・ 一般管理費の内訳 (事務用品費, 通信交通費, 福利厚生費, 雑費等) ・ 技術経費の内訳 (技術者の技術力保持等のために必要な経費) ・ 外注経費の内訳 (具体的な見積書等) ・ 使用機材の内訳 ・ その他の内訳 (2) 低価格の理由・根拠 (3) 利益見通し	

2 業務計画の内容	(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数 ・ (3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可) (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)
3 業務受注状況等	(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可) (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可) (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

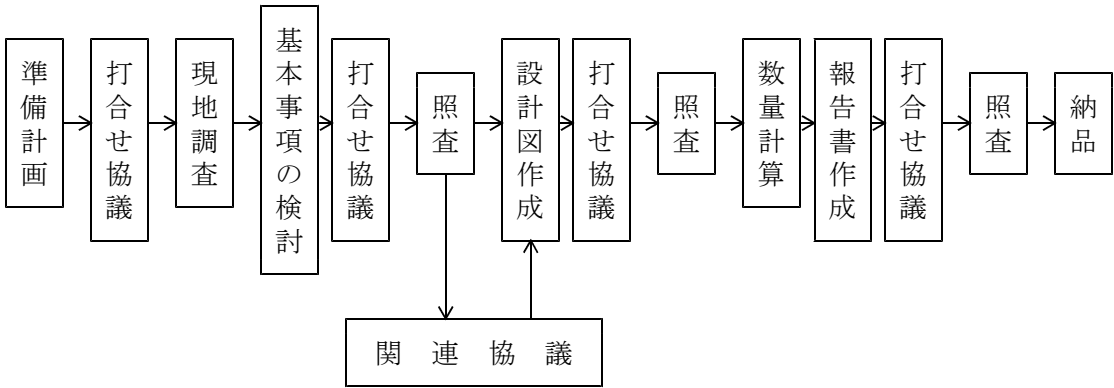
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

- ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

- ・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月 10 20			〇〇月 10 20			技術者計	
準 備・計 画								
現 地 調 査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照 査								
打 合 せ 協 議								
関 連 協 議								
管 理 技 術 者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照 査 技 術 者			〇〇		〇〇		〇〇	
技 師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技 師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技 師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

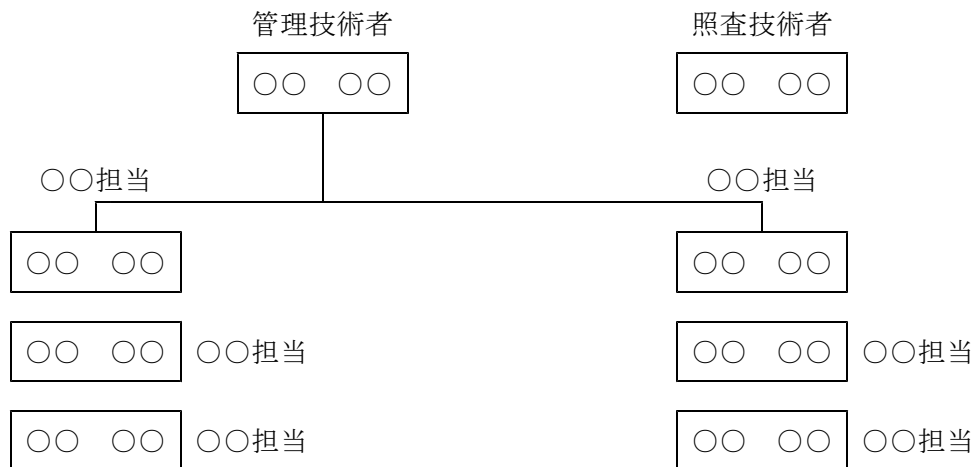
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・ 仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・ 当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。

橋梁長寿命化修繕計画策定業務 仕様書

(業務内容)

- 1 本業務は、徳島県が平成28年度から令和2年度までに実施した橋梁の点検結果及び修繕工事の実績等を基に、橋梁長寿命化修繕計画（平成29年3月）の見直しを行うものである。

(対象橋梁)

- 2 対象橋梁は、別添橋梁一覧表のとおりとする。

(点検結果及び修繕履歴の収集・整理)

- 3 対象橋梁に関する「貸与資料等」を収集し、橋梁毎の点検結果及び修繕履歴を整理し、基礎データを作成する。計画策定は基本的に点検時に判定された区分Ⅰ～Ⅳを基に策定を行うものとする。また、健全度評価に際しては、「道路橋定期点検要領 平成26年6月」及び「道路橋定期点検要領 平成31年2月」に基づくこと。

(修繕年次計画の策定)

- 4 補修対象橋梁の抽出

橋梁毎に現状の損傷状態、環境条件および使用条件等を踏まえて、将来的な劣化予測を行い、補修対象橋梁の抽出を行う。なお、定期点検において「判定区分Ⅲ」に判定された橋梁は、概ね、次回点検時までには修繕対策に着手できるように年次計画を立てる。

- 5 補修優先順位の設定

各年度間の予算のバラツキを避けるため、予算の平準化を行う。このとき、橋梁の損傷度および橋梁諸元に対する優先度について点数化を行い、補修優先順位を設定する。

- 6 補修工法の選定

補修が必要となる橋梁については、補修工法の選定を行う。なお、ライフサイクルコストの削減を行うため、従来の対症療法的な対策から予防保全的な対策へ転換することを念頭においた工法選定を行う。

- 7 概算工事費の算出

対象橋梁ごとに、従来の対症療法的な対策を行った場合と予防保全的な対策へ転換した場合について、概算工事費の算出を行う。

(修繕計画のとりまとめ)

- 8 補修工法・劣化予測方法・予算状況などについて発注者と協議を行い、修繕計画の取りまとめを行う。
- 9 長寿命化修繕計画策定による効果を把握するため、対象橋梁について、今後 50 年間の年度毎の概算修繕費を算出し、従来の対症療法的な修繕による手法とのコストの差額を算定する。

(示方書・参考文献等)

- 1 0 業務の実施においては、本業務特記仕様書によるほか、以下の仕様書や基準類に従うものとする。

- ・道路橋定期点検要領 平成 3 1 年 2 月 国土交通省 道路局

なお、これら以外の図書を使用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

(貸与資料等)

- 1 1 業務に必要な次の資料を貸与する。
 - ・点検調書
 - ・成果報告書
 - H 2 3 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務
 - H 2 4 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務
 - H 2 5 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務
 - H 2 6 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務
 - H 2 7 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (1)
 - H 2 7 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (2)
 - H 2 8 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (1)
 - H 2 8 道整 国道 1 9 3 号他・県全域 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 (2)
 - ・対象橋梁一覧表

(報告書の作成)

- 1 2 対象橋梁に対して、橋梁長寿命化修繕計画策定の業務報告書を取りまとめる。